

表 15 判定会議を開催しない理由（回答数 15）

- ① 問題があれば担当者が上司に相談、決裁の時にチックを受けるので問題はない
- ② 隨時所内において検討する体制をとっている
- ③ 専任職員が少なく、又はおらず会議として成立しない
- ④ 児相兼務の所長と心理判定員が決裁する
- ⑤ 多忙なため会議の時間がとれない
- ⑥ 必要に応じて福祉事務所職員、関係職員と協議する

表 16 判定会議の問題点（回答数 22）

- ① 時間的に判定会議を実施することが困難である
- ② 福祉事務所等関係機関職員との日程調整が困難である
- ③ 判定会議を実施するだけの体制がとれない、スタッフがいない
- ④ 精神科医師の出席が困難
- ⑤ 判定会議は判定困難ケースの時のみ開催している
- ⑥ 前例のない特殊なケースについては判定会議を開催したい
- ⑦ 判定会議の役割、位置づけが知更相に浸透していない
- ⑧ 措置権のない知更相が判定会議を行う意義は弱い

表 17 重度別による再判定時期の設定

<b>最重度 (回答数 49、重複回答を含む)</b>
5年以内 18か所 (36.7%)
10年以内 13か所 (20.4%)
一定年齢で 5か所 (10.3%)
初回判定後は無期 8か所 (16.3%)
その他 a 13か所 (20.4%)
<b>重度 (回答数 48、重複回答を含む)</b>
5年以内 18か所 (37.5%)
10年以内 16か所 (33.3%)
一定年齢で 6か所 (12.5%)
初回判定後無期 7か所 (14.5%)
その他 a 19か所 (39.6%)
<b>中度 (回答数 51、重複回答を含む)</b>
5年以内 25か所 (49.0%)
7年以内 2か所 (3.9%)
10年以内 14か所 (27.5%)
一定年齢で 5か所 (9.8%)
初回判定後無期 4か所 (7.8%)
その他 a 9か所 (17.6%)
<b>軽度 (回答数 50、重複回答を含む)</b>
5年以内 25か所 (50.0%)
10年以内 15か所 (30.0%)
一定年齢で 7か所 (14.0%)
初回判定後無期 4か所 (8.0%)
その他 a 21か所 (42.0%)
<b>境界域 (回答数 32、重複回答を含む)</b>
2年以内 2か所 (6.3%)
5年以内 11か所 (34.4%)
10年以内 7か所 (21.9%)
一定年齢で 6か所 (18.5%)
初回判定後無期 2か所 (6.3%)
その他 a 8か所 (25.0%)

a : 必要に応じて判定や、20歳、50歳、あるいは60歳以後は無期などを含む

表 18 療育手帳制度の再判定についての意見（回答数 34）

- ① 本人の希望や状態の変化があれば再判定が必要である
- ② 知的障害者のフォローアップや的確な支援を行うためには再判定を行う必要があり、その場合には5~10年間隔で再判定するのがよい
- ③ 50歳以上の障害者の判定の場合加齢による知的能力の低下や痴呆などによって、障害程度が変わり、判定に苦慮する
- ④ 再判定は業務遂行上負担になる
- ⑤ 療育手帳制度については全国的な統一基準が必要
- ⑥ 重度知的障害者及び重度心身障害者は18歳以後は無期としてよい
- ⑦ 利用制度になった時には再判定が必要

表 19 施設入所者の措置費重度加算に関する重度認定についての意見（回答数 31）

- ① 每年実施する必要はない
- ② 知更相が関与することに疑問がある
- ③ 全ケースの判定は現実的に無理
- ④ 業務量が多くなっているので、他業務を圧迫している
- ⑤ 重度化したケースのみを判定すればよいのではないか
- ⑥ 障害の程度と介護度がかならずしも一致しておらず、中度障害者の精神障害が加味されていない

表 20 知更相業務等についての自由意見（回答数 25）

<b>職員構成について</b>
<p>① 職員体制が貧弱であり、療育手帳の交付、再判定、施設入所判定業務に追い回されている現状では、ケアマネジメントの手法を取り入れた相談援助活動、市町村等関係機関に対する技術援助、情報提供を行うことは困難である。</p> <p>② 「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（昭和 35.6.17 社発 380 厚生省社会局長通知）の職員構成すら守られていない知更相もあり、国が最低基準を明示し、その基準を満たすよう指導して欲しい。</p> <p>③ 今後、市町村支援が可能になるような人員増、人的配置が必要。本人、家族が安心して生活できる地域社会作りのための役割が求められる。</p> <p>④ 児相、身更相等との兼務により、知更相業務がおろそかになりがち、専門性を保つための職員増が必要。併設機関との職員の兼務体制を見直す必要がある。知的障害者福祉司と心理判定員の専任職員が必要である。</p> <p>⑤ 管轄地域が広域の場合には遠隔地の利用者に対するサービスが低下してしまうので、巡回相談体制の充実が必要。</p> <p>⑥ 措置制度から利用制度への移行の下で新しい機能をもつ知更相の役割が論ぜられる必要がある。機能強化が必要である。施設や地域機関のスупーバイズ機関としての役割、処遇困難事例の治療的支援機関としての役割も必要ではないか。</p>
<b>知更相業務について</b>
<p>① 全国的にみると、知更相の業務形態があまりにも不統一。</p> <p>② 知的障害者の福祉業務が市町村に移管されることに伴い、市町村への支援が知更相の役割の 1 つになると考えられる。知更相の業務要項のマニュアルの作成を検討すべきである。</p> <p>③ 厚生省報告例の作成に係る統計のとり方がまちまちで、正確な統計資料は望めない統計の基本マニュアルを作成して欲しい。</p> <p>④ 知更相の独自性を示し、相談活動を推進すべき</p> <p>⑤ 医師との連携強化、判定会議の定例化、職能判定の実施など機能強化、関係機関との連携強化。</p>
<b>療育手帳</b>
<p>① 療育手帳の速やかな法制化が望まれる。</p> <p>② 全国的にみて療育手帳の判定が不統一、療育手帳の判定基準の全国統一化が図られるべき。</p> <p>③ 全国知的障害者更生相談所長協議会でも療育手帳の法制化を進めるために今後の具体的な見通しを厚生労働省に回答を求めるべき。</p>
<b>その他</b>
<p>① 福祉事務所の知的障害者福祉事務体制の充実が必要。</p>

表21 児相、身更相等の関連施設を統合して、総合的に運営することについての意見  
(回答数 55)

総合的運営の利点
① 専門的機能を強化、充実して、障害児・者の保健福祉制度の一元化、総合化し、ライフステージ全般にわたる支援体制をつくることができる。
② 三障害（身体障害、知的障害、精神障害）を統一した方が障害別による福祉制度の質的差が是正しやすくなる。
③ 行政及び利用者サイドにメリットが大きい。
④ 障害児・者に対する一貫したサービスが推進できる。
⑤ 各関連施設の連携がとりやすい。
⑥ 専門職員を効率よく配置できる。
⑦ 医師、看護婦、心理判定員等の専門職員を有効に活用できる。
⑧ 各ケースの資料が利用しやすくなる。
⑨ タライ回しの弊害がなくなり、積極的な活動や市町村への支援が充実する。
⑩ 重複障害に対する援助が総合的に検討しやすい。
⑪ 窓口が一本化される。
⑫ 知的障害者な限れば、知更相は児相と併設するのが適切である。
⑬ 身更相との統合は重複障害者にとってメリットになる。
⑭ 身更相との統合は市町村と連携して業務を行う場合にメリットになる。
総合的運営の不利な点
① 現実的には組織が大きくなり、意思疎通、意思決定の過程が複雑化し、あるいは手続きの煩雑化をまねき、意思決定、対応に遅れが出る。
② 組織的に一元化しても法律が違うために二元化の状態になり、業務も煩雑である。
③ 現実的には他の機関の業務が優先され、知更相にとってはメリットはない。
④ 他の相談所と兼務になるので、療育手帳の判定で精一杯になる。
⑤ 結果的には、兼務という形態で人員削減にしかならず、それぞれの分野で関わっている本質的な問題に対応できず、事務処理だけの機関になってしまい危険性が高い
⑥ 兼務により専門性が後退してしまい、利用者にとって不利益になる。
⑦ 中央集権的になり、地域との関係が希薄になるのではないか。
⑧ 兼務職員が多くなり、知更相に向けられる関心が低下するのではないか。
⑨ 県内に1か所となり、利用者にとっては不便になることがある。
⑩ 児相との統合では、虐待にからむ児相の多忙さのために知更相の業務遂行が難しくなる。
⑪ 新規事業への取り組みが難しくなる。

資料 1

身体障害者更生相談所業務する実態調査票

平成12年度厚生科学特別研究事業

身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 業 務 に 關 す る 實 態 調 査

## 身体障害者更生相談所業務に関する実態調査

<p><b>1 組織・体制</b> (該当する□にレ点を付してください。)</p> <p>□単独 □総合 (組織が一本化され施設長が一人) …次へ □併設 (同一敷地内又は同一建物内に他施設があるが、組織としては独立している。) …次へ</p>	<p><b>名 称</b></p> <p>電話 記入者 E-mailアドレス</p>
--	--

- 1 組織・体制** (該当する□にレ点を付してください。)
- 単独  
□総合 (組織が一本化され施設長が一人) …次へ  
□併設 (同一敷地内又は同一建物内に他施設があるが、組織としては独立している。) …次へ
- 2 更生相談所長 (該当する□にレ点を付してください。)**
- 専任  
□兼任 ⇒ 

□知的障害者更生相談所	〔他の行政機関〕
□児童相談所	□重度障害者更生援護施設
□婦人相談所	□肢体不自由者更生施設
□精神保健福祉センター	□視覚障害者更生施設
□福祉事務所	□内部障害者更生施設
□保健所	□聴覚言語更生施設
□その他 ( )	□補装具製作施設
- 3 併設施設の運営主体 (該当する□にレ点を付してください。)**
- 直営  
□社会福祉事業団  
□赤十字社等特殊法人  
□その他 ( )
- 4 職員体制** ※該当する□にレ点を付すとともに、記述をしてください。

4 職員体制 ※該当する□にレ点を付すとともに、記述をしてください。  
※専任常勤とは、勤務時間のすべてを当該更生相談所に勤務し、かつ当該更生相談所のみから給与を受けている者です。  
※兼任常勤とは、当該更生相談所と他機関との併任關係にある者です。（総合施設の常勤医師等が該当します。）  
※非常勤・嘱託とは、上記以外の者です。

(1) 現在の勤務形態		専門		実務		経験		更生相談への関わり		その他の											
領域	年	□ 整形外科	□ リハ科	□ 神経内科	□ 脳神経外科	□ 一般行政職	□ 福祉職	□ 心理職	□ その他	□ 事務	□ その他( )										
専門領域	・卒後 年 ・身更相経験： 年 (うち現職経験 年) ・前職 (例： ○○病院○○部長、 ○○大学○○科)	<p>・身更相経験： 年 (うち現職経験 年) ・社会福祉業務従事年数： 年 → <table border="0"> <tr><td>福祉事務所</td></tr> <tr><td>児童相談所</td></tr> <tr><td>福祉施設( )</td></tr> <tr><td>保健所( )</td></tr> <tr><td>他( )</td></tr> </table> </p> <p>・保健衛生業務従事年数： 年 → <table border="0"> <tr><td>他( )</td></tr> <tr><td>社会福祉行政</td></tr> <tr><td>一般行政</td></tr> </table> </p> <p>・その他行政事務従事年数： 年 → <table border="0"> <tr><td>社会福祉行政</td></tr> <tr><td>一般行政</td></tr> </table> </p> <p>・上記のうち身障福祉業務 (現業) 経験年数： 年 ・保有資格 (現業) 関連： ( )</p> <p>・補装具判定医師研修受講： □ 受講済 □ 未受講</p>										福祉事務所	児童相談所	福祉施設( )	保健所( )	他( )	他( )	社会福祉行政	一般行政	社会福祉行政	一般行政
		福祉事務所																			
		児童相談所																			
		福祉施設( )																			
		保健所( )																			
他( )																					
他( )																					
社会福祉行政																					
一般行政																					
社会福祉行政																					
一般行政																					
<p>・所内相談： ( 回 / 年 → 役割 ) ・巡回相談： ( 回 / 年 → 役割 ) ・判定会議： ( 回 / 年 → 役割 ) ・更生医療診査： ( 件 / 年 )</p>																					
<p>・人工透析審査委員会： □ 設置 ( 回 / 年 ) □ 未設置 ・入所調査会議： □ 設置 ( 回 / 年 ) □ 未設置 ・害程度審査委員会： □ 設置 ( 回 / 年 ) □ 未設置 ・管理事務： ( 全業務に對して約 % ) ・研修講義： ( 回 / 年 )</p>																					
<p>・その他の : ( )</p>																					
<p>・所長の平均的在職年数 (過去10年間の在職者) : □ 2年以下 □ 2年超~3年 □ 3年超~4年 □ 4年超~5年 □ 5年超 ・上記調査項目の補足説明等：</p>																					

(2) 更生相談所業務に携わる医師の配置状況等について、下表により作成してください。  
合計人  
兼任常勤人、非常勤・嘱託人  
専任常勤人  
自由人  
《肢体不自由-1》

専門領域・資格等		経歴・業務年数等				要 概 (左欄の補足説明等)	
診療標準科目 (整形外科等)	専門医制度に係る資格	補装具判定 講習の受講	卒後臨床 経験年数	前職場及び 業務内容	更生相談 経験年数	年	年
1 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
2 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
3 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
4 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
5 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
6 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
7 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
8 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
9 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
10 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
11 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
12 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	
13 専任常勤 兼務嘱託	□りハ学会リハ科認定臨床医 □その他の( )	□有 □無	年			年	

《肢体不自由一2》

	専門領域・資格等 (整形外科等)			経験・業務登録年数等 身兼相採用前の勤務 先(種類)・業務内容	更生相談 (左欄の補足説明等)	摘要
	診療標準科目	専門医制度に係る資格	補装具判定の受講 講習の受講			
14 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
15 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
16 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
17 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
18 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
19 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
20 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
21 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
22 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
23 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
24 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
25 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年
26 <input type="checkbox"/> 専任 常勤 <input type="checkbox"/> 兼任 常勤 <input type="checkbox"/> 非勤・嘱託	<input type="checkbox"/> 整形外科学会認定医 <input type="checkbox"/> その他(リハ学会リハ科認定臨床医)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年	年	年

	専門領域・資格等	専任常勤人、兼任常勤人、非常勤・嘱託人	合計人			摘要 (左欄の補足説明等)
			経歴・業務経験年数等	在後臨床経験年数	更生相談業務内容	
1	診療科別 (耳鼻咽喉科等)	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
2	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
3	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
4	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
5	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
6	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
7	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
8	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
9	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
10	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
11	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
12	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年
13	専任常勤・嘱託	□耳鼻咽喉科認定専門医 □その他(耳鼻咽喉科)	□有 □無	年	年	年

## 《視覚》

専任常勤人、兼任常勤人、非常勤・嘱託人

専門領域・資格等

	診療標準科目 (眼科)	専門医制度に係る資格 □眼科学会専門医 □その他の( )	補装具判定講習の受講 □有 □無	卒後臨床経験年数 □有 □無	合計人歴・業務経験年数等 身更相採用前の勤務内容 先(種類)・業務内容	摘要 (左欄の補足説明等)
1	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )				
2	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
3	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
4	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
5	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
6	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
7	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
8	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
9	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
10	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
11	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
12	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	
13	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託 □非勤務	□眼科学会専門医 □その他の( )	□有 □無	年	年	

内 部》	専任常勤人 事 門 領 域 ・資 格 等)	診療標榜科目 (呼吸器科等)	専門医制度に係る資格	人、非常勤・嘱託人合計人				経歴・業務経験年数等 身更相採用前の勤務内容 先(種類)・業務内容	更生相談 経験年数	摘要 (左欄の補足説明等)
				専任常勤	兼任常勤	非常勤	嘱託			
1	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
2	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
3	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
4	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
5	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
6	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
7	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
8	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
9	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
10	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
11	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
12	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年
13	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 □嘱託	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	□呼吸器学会専門医 □腎臓学会認定・専門医 □その他(	年	年	年	年	年	年	年

★常勤医師の配置が必要と思われる科目にレ点を付してください。また、その理由をお聞かせください。  
 □整形外科(人) □外傷科(人) □耳鼻咽喉科(人) □眼科(人) □その他の人)

(3) 専門職員の配置状況等について、下表により作成してください。

《理学療法士-1》		専任常勤	専任常勤	人、兼任常勤	人、非常勤・嘱託	人	合計	人	資格 1	資格 2	資格 3	兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%
	専門的担当領域 身更相する主たる業務に おける担当業務とし ての身更相以外の業務 経験年数	理学療法士	経験年数等(常勤本務) (病院・施設等の勤務先種別)経験年数	理学療法士	身更相での資格 任用資格	採用時職種	個人的資格 の保有状況	人	理学療法士	技術職	神経内科(人) □泌尿器科(人)	
1	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	□その他の人	
2	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	□その他の人	
3	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	□その他の人	
4	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	□その他の人	
5	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	□その他の人	
6	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	□その他の人	

《理学療法士－2》

専門的担当領域 身更相判定業務に おける主たる業務	経験年数	理学療法士としての身更相以外の業務 (病院・施設等の勤務先種別)経験年数	経歴・業務経験年数等(常勤本務)		資格1 身更相での資格任用	資格2 採用時職種	資格3 個人的資格の保有状況	兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合 % 相業務の割合
			年	年				
□専任常勤 □兼任常勤嘱託	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
7	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
8	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
9	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
10	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
11	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
12	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%
13	□常勤常勤嘱託 □□	□補装具判定 □施設入所判定 □障害程度判定 □訪問指導 □研修	年	年	□理学療法士 □その他	□技術職 □一般行政職 □その他	年	%



《言語聴覚士（言語療法士・聽能訓練士を含む）》		専任常勤人、兼任常勤人、非常勤・嘱託人合計	
専門的担当領域 身更相 業務に おける主たる業務		経歴・業務経験年数等（常勤本務）	
□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	□言語聴覚士 □その他	資格1 身更相での資格 任用資格士 □言語聴覚士 □その他
1	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	資格2 採用時職種 □技術職 □一般行政職 □その他：
2	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	資格3 個人的資格の保有状況 □技術職 □一般行政職 □その他
3	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	人合計 兼任の場合は職務に占める身更相業務の割合 % % %

《看護婦・保健婦》		専任常勤人、兼任常勤人、非常勤・嘱託人合計	
専門的担当領域 身更相 業務に おける主たる業務		経歴・業務経験年数等（常勤本務）	
□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	□言語聴覚士 □その他	資格1 身更相での資格 任用資格士 □言語聴覚士 □その他
1	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	資格2 採用時職種 □技術職 □一般行政職 □その他：
2	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	資格3 個人的資格の保有状況 □技術職 □一般行政職 □その他
3	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	人合計 兼任の場合は職務に占める身更相業務の割合 % % %
4	□専任常勤 □兼任常勤・嘱託	□補装具判定 □施設設備程度指導 □訪問修復	人合計 兼任の場合は職務に占める身更相業務の割合 % % %

専任常勤人		兼任常勤人		非常勤・嘱託人		合計人	
専任常勤人	兼任常勤人	身更相	身更相	資格1	資格2	資格3	兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%
1	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤・嘱託	□補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修 □補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修 □補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修	年	年	年	年	年
2	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤・嘱託	□補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修 □補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修 □補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修	年	年	年	年	年
3	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤・嘱託	□補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修 □補装具士判定 □施設害程度判定 □訪問修 □研修	年	年	年	年	年

《祝能訓練士》		専任常勤		兼任常勤		人、非常勤・嘱託		人		合計	
		専門的担当領域	身更相	相	身更相	相	身更相	相	身更相	相	身更相
1	□ 専任常勤 □ 兼任常勤・嘱託	□ 身更相判定業務における主たる業務	□ 装置・施設・機器の構造と動作の理解と判定	□ 故障・異常状況の検査と判定	□ 訓練課程の実施と指導	□ 訓練課程の実施と指導	□ 視能訓練士	□ その他の職業	□ 技術職	□ その他の職業	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%
2	□ 専任常勤 □ 兼任常勤・嘱託	□ 身更相判定業務における主たる業務	□ 装置・施設・機器の構造と動作の理解と判定	□ 故障・異常状況の検査と判定	□ 訓練課程の実施と指導	□ 視能訓練士	□ その他の職業	□ 技術職	□ その他の職業	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%
3	□ 専任常勤 □ 兼任常勤・嘱託	□ 身更相判定業務における主たる業務	□ 装置・施設・機器の構造と動作の理解と判定	□ 故障・異常状況の検査と判定	□ 訓練課程の実施と指導	□ 視能訓練士	□ その他の職業	□ 技術職	□ その他の職業	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%
4	□ 専任常勤 □ 兼任常勤・嘱託	□ 身更相判定業務における主たる業務	□ 装置・施設・機器の構造と動作の理解と判定	□ 故障・異常状況の検査と判定	□ 訓練課程の実施と指導	□ 視能訓練士	□ その他の職業	□ 技術職	□ その他の職業	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%	□ 兼任の場合の職務に占める身更相業務の割合%

(4) 心理判定員の配置状況等により作成してください。  
人、非常勤・嘱託等(常勤本務)

事任常勤員	専門的担当領域 身更相定業務に おける主たる業務	身更相 経年	相 業 務 数	業 務 年 数	経 験 年	福 祉 事 務 所	施 設 病 院	そ の 他	人		合計		資格 3 個人的資格 の保有状況	資格 2 採用時資格	資格 1 身更相での 任用資格	兼任の場合の職 務に占める身更 相業務の割合 %
									資格 1 身更相での 任用資格	資格 2 採用時資格	資格 3 個人的資格 の保有状況					
1	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
2	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
3	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
4	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
5	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
6	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
7	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									
8	□ 事任常勤 □ 兼任常勤嘱託	□ 検査 □ 診断 □ 治療 □ 研修	□ 装置 □ 施設 □ 障害 □ 訪問 □ 研修	□ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定 □ 判定	□ 年 □ 年 □ 年 □ 年 □ 年	□ 社会福祉士 □ 心理学士 □ 身障等2年以上	□ 福祉職 □ 心理職 □ 一般行政職 □ その他									

※記入上の説明が次ページにあります。